

議第四号議案

地方自治法第百八十条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第百八十条の規定により知事が専決処分することができる事項（昭和四十一年第五号議決）の一部を次のように改正する。

六中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改め、令和六年四月一日から施行する。

